総コン第 771 号 平成 27 年 3 月 10 日

福岡市長 髙島 宗一郎

住民監査請求における監査委員の意見に対する措置状況について(通知)

平成 26 年 10 月 28 日付監総第 469 号 「住民監査請求 (福岡市職員措置請求) について (通知)」における福岡市監査委員からの意見について、下記のとおり措置状況を通知します。

記

- 講じた措置の内容
 - •別紙のとおり

監査委員の意見

本件旅費の支出に係る原因行為である本件変更旅行 命令の手続等において旅行命令書の訂正が著しく遅延 したこと,及びこれに伴い本件旅費について過年度支 出をすることとなったことは,極めて不適切といわざ るを得ない。

監査対象部署の説明によれば、これらは、職員間の 連絡が適切に行われていなかったこと、さらには精算 時にも書類の変更がなされていないことを見落とし ていたこと等事務処理の誤りがその原因とされる。

また、市議会における審議において、本件とは別に、 市長の出張に係る旅費について、日当の二重払いが複 数件あったことが明らかになっており、それらについ ても、市当局は、関係部局間の連絡不足など事務処理 の誤りによる旨説明を行っている。

このような初歩的ともいえる誤りにより、過年度支 出や過年度収入のような異例の処理をせざるを得な い状況が繰り返されることは、適正な財務処理の確保 に支障を来すとともに、市の公金取扱いに対する信頼 を損ないかねないことから、今後、同様のことがない よう改善を強く要請するものである。

なお、旅行命令の変更を行った場合はその旨を、口 頭により旅行命令を発し又はこれを変更した場合は その日時を、旅行命令書に記載しておくのが適切と考 えられる。

(総務企画局・市長室)

措置の状況

今般の旅費の過年度支出や日当の二重払いといった事務処理の誤りについては、新たに全庁的な旅行命令書作成マニュアル、事務フロー及びチェックシートを作成し、平成27年2月に各所属長あてに周知したところであり、今後、職員が旅行命令書作成事務を十分に理解した上で適切な事務処理を行い、処理上のチェック項目を点検していくことで、再発防止に努めていく。

なお、上記マニュアル等には、旅行命令の変更を行う場合の旅行命令書への記載方法や口頭による旅行命令の場合は当該命令日を旅行命令書に記載することなどについても掲載し、事務処理の徹底を図ることとした。